

保護者の皆様へ

# 令和6年度 就学援助制度についてのお知らせ



援助が必要と認定されたご家庭に就学費用の一部を援助します



吉岡町では、町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）があります。

※ 就学援助制度は毎年申請が必要です。

申請期間 配布後 ~ 令和6年3月1日(金)

※ 随時申請が可能です。特に5月末までに提出された申請書につきましては、当初申請として扱います。申請期間が過ぎてしまっても、教育委員会へご相談ください。また、締切後も随時受付を行います。

申請方法  
提出先

『就学援助費交付申請書』に必要事項等を記入・押印し、在籍する学校または、**吉岡町教育委員会事務局学校教育室（町文化センター内）**へ提出してください。

\* 提出書類 \*

☆ 就学援助費交付申請書 ☆ 前年（令和5年）の所得を判定基準とします。

◆ 申請書1枚で町立小中学校に通う全員の申請ができます。

※ 添付書類については原則必要ありませんが、以下の場合には判定ができませんので、**令和5年の税の申告を必ず済ませて**ください。（申請後でも大丈夫です！）

◎ お勤め先等で令和5年中に年末調整を行っていない方

◎ 令和6年2~3月に確定申告もしくは住民税申告を行っていない方

※ 次の方は、必要書類を添付してください。

◎ 令和6年1月2日以降に吉岡町へ転入された方や転入されたご家族がいる場合

→ 令和6年1月1日にお住まいの市町村発行の『所得課税証明書』を添付してください。

☆ 支給対象項目 ☆

\* 限度額支給 \* 限度額に届かない場合は支払った額を支給

・学用品費 ・校外活動費 ・修学旅行費

\* 全額支給 \*  
・学校給食費 ・通学費 ・PTA会費  
・児童生徒会費 ・文化体育振興会費

\* 定額支給 \*  
・新入学児童生徒学用品費

☆ 支給方法 ☆

支給時期前には振込予定通知を送付後、原則申請書に記載された口座に振り込みます。

☆ 支給時期 ☆

年3回支給（予定） 7月下旬又は8月上旬、12月下旬、3月下旬

※ 認定世帯には、認定後にモバイルルータ等の貸出や生理用品等の購入費補助(条件有)もあります。認定通知と共に申請書をお渡ししています。

◆ 新入学児童生徒学用品費の事前支給もあります！ 詳細は事前支給のお知らせをご覧ください。



## ☆ 注意事項 ☆



### ☆ 決定時期 ☆

申請に基づいて、教育委員会にて審査を行い、定例教育委員会に報告が終了後、認定の可否を通知予定です。

### ☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付申請に伴う要件確認のために必要となる世帯全員の情報について、関係各課に開示請求を行います。

(収入等の確認が不可 → 判定ができない!!! → 認定ができない → 支給が遅れる!!! 等の状況が生じます。その際は教育委員会事務局から確認の連絡をしますのでご了承ください。)

※ 世帯分離をしていますが、同居先にお住まいの方は世帯員とします。

### ☆ おねがい ☆

この制度は免除制度ではありません。それぞれの費用については納入期限内に各ご家庭で納入を済ませてください。(未納がある場合には、代理納付を行う場合もあります)



## 対象となる家庭



令和6年4月に吉岡町立小中学校在籍の児童生徒の保護者で、下記の(1)(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続をして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

(1) 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している家庭(「要保護児童生徒」)

また、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む。

(2) 次のいずれかに当てはまる家庭。(「準要保護児童生徒」に相当する家庭)

ア 児童生徒の保護者が、生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。

イ 生活保護受給世帯以外の世帯の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者で、教育委員会が援助を必要と認める者。

(a) 生活保護が停止または廃止になって、現在何も保護を受けていない者。

(b) 地方税法に基づく町民税の非課税・減免措置を受けている者。

(c) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている者。

(d) 学用品、通学用品等に不自由している児童生徒で、保護者の生活状態が極めて困難と認められる者。

(e) 令和5年分の世帯全員の収入が基準額を下回り援助を必要とする者。



※ なお、上記の条件に該当しても、算定により認定にならない場合もあるので、あらかじめご了承ください。

### ◎ 参考 ◎

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約224万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約271万円
4人	父・母・中学生2人	約319万円

※ あくまでも参考例であり、生活保護基準額票の改定や家族の年齢や住まいの状況等により変動します。

※ 年度途中で家族構成に変更があった場合は必ず申し出てください。再審査が必要になります。

その他、ご不明な点は吉岡町教育委員会事務局  
学校教育室までお問い合わせください。

\* 制度についての問い合わせ先 \*

吉岡町教育委員会事務局 学校教育室  
電話：0279-54-3111 内線(695)